

公共施設太陽光発電導入調査委託
仕様書

令和4年4月

所沢市環境クリーン部

公共施設太陽光発電導入調査委託仕様書

1. 業務名

公共施設太陽光発電導入調査委託

2. 業務委託の概要

本業務は、一定規模以上の太陽光発電設備が未設置の公共施設を対象とした導入に係る調査を行うものであり、施設の立地条件や各種法令上の制限・規制、設置の際の施設への影響等を調査し、設置方法や発電量のシミュレーション、二酸化炭素排出量の削減効果等を検討することを主な目的とする。なお、調査結果は、国の方針である公共建築物への太陽光発電設備設置標準化を実現するための導入計画等の策定における基礎資料とするものである。

3. 契約期間

委託契約締結日～令和5年2月20日（月）まで

4. 業務委託の内容

概要は次のとおりとする。

(1) 調査対象施設

市が有する太陽光発電設備（2kW程度の小規模設備は除く。）が未設置の公共施設等（別添「公共施設太陽光発電導入調査 対象リスト」）を調査対象とする。

(2) 対象施設の情報収集・整理

業務の目的を踏まえ、対象施設の情報を以下の点等について整理し、施設情報等の資料による検討を行う。

- ・建築基準法等の法令による制限
- ・耐震基準の適合性
- ・建築面積等
- ・屋根の状態
- ・電力消費量

(3) 現地調査の施設抽出

上記（2）の調査により、代表的な公共施設を少なくとも15施設以上抽出し、現地調査・導入計画の対象施設とする。抽出方法については、施設種別や規模、築年数などこれまでの調査実績や知見を基に適切な分類を行い、その抽出した施設の設置検討が、同じ分類のその他施設へ展開できるものとする。

(4) 現地調査

（3）の施設抽出において選定された施設について、導入計画を作成するために必要な現地調査を行うとともに、以下についてとりまとめること。

- ・太陽光発電設備の荷重による施設への影響
- ・建築基準法等の法令による制限
- ・周辺環境の確認
- ・日射量等の確認
- ・設置想定箇所の現況確認
- ・施設の電力使用状況

(5) 導入計画及び調査報告書の作成

現地調査等の結果を踏まえ、太陽光発電設備の設置に係る事業性を検討し、導入計画として施設ごとに取りまとめ、調査報告書を作成する。

- ・事業スキームの検討（国等の補助金の活用、P P A事業等）
- ・設置の工法、レイアウト、容量（パネル枚数）、想定重量等
 - ※公共施設は、築年が古い建物が多く、構造計算書がないものが散見されるため、構造計算書がない場合は、一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令の観点から、躯体への影響等を考慮した工法や設置容量を検討すること。
- ・設置工事費の算定
- ・想定発電量の算定（発電シミュレーション、設備利用率の設定等）
- ・二酸化炭素排出量の削減見込
- ・経費削減効果、事業スキームを考慮した上での事業採算性の検証
- ・現地調査の対象外施設への展開案及び総事業費の算定
- ・長期及び地震時の可能耐荷重

5. 成果品

(1) 調査報告書

A 4 版ファイル綴じ（両面印刷（カラー）） 2部

(2) 調査報告書原稿データ（CD-R） 1部

※原稿データについては、PDF 版及び Word や Excel で作成した電子データを納入すること。

(3) 打合せ記録一式

6. 納入場所

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

7. 付帯要件

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき、委託者と協議のうえ、適宜打合せ、調整を図り、業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、委託者個人情報保護条例(平成 13 年 3 月 29 日 条

例第7号)に基づき十分留意すること。

- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務に関する必要な資料等については、委託者が受託者の請求により貸与するものとし、受託者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。
- (5) 受託者は、契約期間終了後といえども、納入した成果品に不備が認められたときは、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。作業にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受託者の負担により対処するものとする。
- (6) 本業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は委託者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

8. 納品検査、引渡し及び請求

業務委託期間完了日までに成果品を提出するものとする。

納品検査は、成果品の引渡しの際に委託者が受託者立会いの上、行うものとする。なお、委託金の支払方法については精算払とし、各実施項目の遂行及び成果品の提出により、支払額を確定させる。

9. 仕様の変更等

- (1) 委託者は、やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ受託者の承認を得ること。
- (2) 仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者が協議して定めた上、受託者は委託者の指示に従うこと。
- (3) 本調査では、委託者の導入計画等の策定のための基礎資料を得ることを目的とし、設計行為、材料や工法等の選定及び事業費や発電量等に関する保障は行わないものとする。

10. その他

マップ、写真、イラスト等の著作権は、受託者に帰属するが、市のホームページ及び広報等に掲載するほか、委託者が行政の目的に使用する場合に限り、受託者はこれの使用を承諾したものとする。